

学校いじめ防止基本方針

清風南海中学校
清風南海高等学校

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす問題である。全職員がいじめはもちろんのこと、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も見逃がさない姿勢で、些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生を防ぎ、人権を大切にす生徒の意識を育成することになる。

本校の教育方針は、仏教を中心とした宗教教育を通して勤勉と責任を重んじ、自立的精神を養うと共に明朗にして誠実、常に希望の中に幸福を見出し社会の全てから安心と信頼と尊敬の対象となり、信用され得る人物を育成することである。

この教育方針の主体性を堅持することがいじめを防止する人権教育を推進するものであることを深く認識し、互いを認め合い、教職員・生徒・保護者が一体となり全学をあげて教育の全領域においていじめ防止のため積極的に取り組むことが必要である。

この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止のための組織

生徒指導部、人権教育推進委員会の構成員を中心に「いじめ対策委員会」を組織する。

3 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する（年度により変更の可能性あり）。

| 清風南海中学校 いじめ防止年間計画 | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 学校全体 |
| 4 月 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高野山修養行事 人権教育アンケート（オリエンテーション合宿） | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権教育アンケート（特活） | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権教育アンケート（特活） | 第1回いじめ対策委員会 （年間計画の確認） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 |

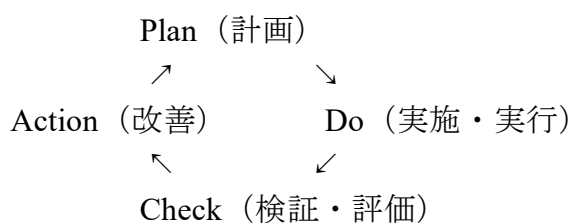
| | | | | |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 5月 | 生活実態調査 生徒個人面談 コミュニティ・サービス（特活） | 生活実態調査 生徒個人面談 コミュニティ・サービス（特活） | 生活実態調査 生徒個人面談 コミュニティ・サービス（特活） | 保護者会 教員授業見学期間 |
| 6月 | 体育大会 | 法隆寺修養行事 体育大会 | 伊勢修養行事 体育大会 | |
| 7月 | 保護者面談週間・授業参観 | 保護者面談週間・授業参観 修学旅行 | 保護者面談週間・授業参観 | 授業アンケート 保護者会 第2回いじめ対策委員会 （年間計画進捗確認） |
| 8月 | | | | |
| 9月 | 文化・芸術の日 人権講演会 人権アンケート | 文化・芸術の日 人権講演会 人権アンケート | 文化・芸術の日 人権講演会 人権アンケート | |
| 10月 | 面談週間・保護者授業参観 | 面談週間・保護者授業参観 | 面談週間・保護者授業参観 | 教員授業見学期間 |
| 12月 | スポーツ大会 | スポーツ大会 | スポーツ大会 | 保護者会 |
| 2月 | | | | 第3回いじめ対策委員会 （年間計画進捗確認） |
| 3月 | | | | 教職員研修 保護者会 第4回いじめ対策委員会 （年間の取り組みの検証） |

| 清風南海高等学校 いじめ防止年間計画 | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 学校全体 |
| 4月 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高野山修養行事 人権教育アンケート（特活） | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権教育アンケート（特活） | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権教育アンケート（特活） | 第1回いじめ対策委員会 （年間計画の確認） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 |

| | | | | |
|-----|--------------------------|--------------------------|------------------|--|
| 5月 | 生活実態調査 生徒個人面談 | 生活実態調査 生徒個人面談 | 生活実態調査 生徒個人面談 | 保護者会 教員授業見学期間 |
| 6月 | 体育大会 | 法隆寺修養行事 体育大会 | 伊勢修養行事 体育大会 | |
| 7月 | 保護者面談週間・授業参観 | 保護者面談週間・授業参観 修学旅行 | 保護者面談週間・授業参観 | 授業アンケート 保護者会 第2回いじめ対策委員会 (年間計画進捗確認) |
| 8月 | | | | |
| 9月 | 文化・芸術の日 人権講演会 人権アンケート | 文化・芸術の日 人権講演会 人権アンケート | 人権講演会 人権アンケート | |
| 10月 | 面談週間・保護者授業参観 | 面談週間・保護者授業参観 | 面談週間・保護者授業参観 | 教員授業見学期間 |
| 11月 | コミュニティ・サービス (特 活) | コミュニティ・サービス (特 活) | | |
| 12月 | スポーツ大会 | スポーツ大会 | | 保護者会 第3回いじめ対策委員会 (年間計画進捗確認) |
| 2月 | | | | |
| 3月 | | | | 教職員研修 保護者会 第4回いじめ対策委員会 (年間の取り組みの検証) |

4 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は各学期の終わりに検討会議を開催し、取り組みの進捗状況の把握、個々の事案の検証、計画の点検、本基本方針の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

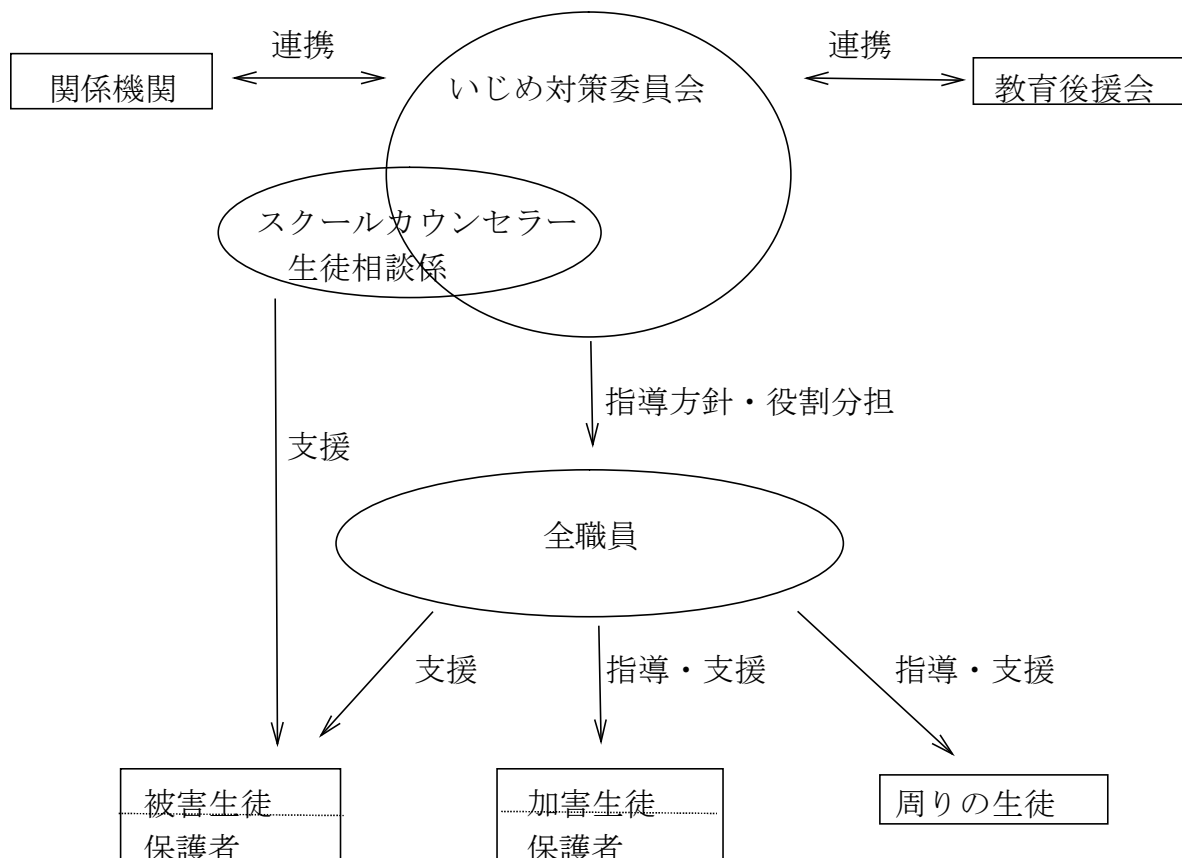
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては教育の場である学校で人権尊重が徹底されることが重要で、各教科・特別活動・宗教を含む総合的な学習の時間を通して人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育む学習活動を推進することが肝要である。

生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性を身につけ、対等な人間関係を構築できるプログラムを作成するとともに、当事者同士の信頼できる人間関係づくり、人権を尊重した集団づくりのための施策を作成する。

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できる学校づくりを進めることであり、本校の教育方針である自利利他・慈悲・感謝・戒律等仏教の精神を伝え育むことが有用である。すべての生徒に集団の一員としての自覚が生まれ、互いを認め合える人間関係を生徒自らが作り出せていける学校風土を目指し、全教職員が本教育方針を理解して組織的に教育活動を推進する。

< 未然防止のための体制 >



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して定期的に人権職員会議を実施すると共に、必要に応じて校内研修を実施する。生徒に対しては、毎朝の生徒朝礼や学年集会・特別活動（LHR）等の機会を利用して共通理解を図る。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、生徒の個人面談を実施する。学級・学年・部活動等の人間関係を把握して学級や学校行事でひとりひとりが活躍できるよう努める。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動やスポーツ・運動等でストレスを発散できるよう計画する。宗教行事や基本的生活習慣の確立に向けた指導を通して耐性を培う。

いじめについての教職員の共通理解のもとに「いじめは見逃がさない」という雰囲気を保ち、毅然とした態度で組織的に臨む。適切な情報や注意を職員会議等の教職員全体の場で定期的に情報を共有し、共通理解に努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、普段の授業や部活動・学級活動や学校行事等で活躍できる場を設け、命の尊厳等についても考える機会を設ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学ぶ機会を設ける。人権講演会や人権ホームルーム等で、また宗教を含む総合的な学習の時間の授業において自らの行動を顧みる時間を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。また日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

2、いじめの早期発見のための措置

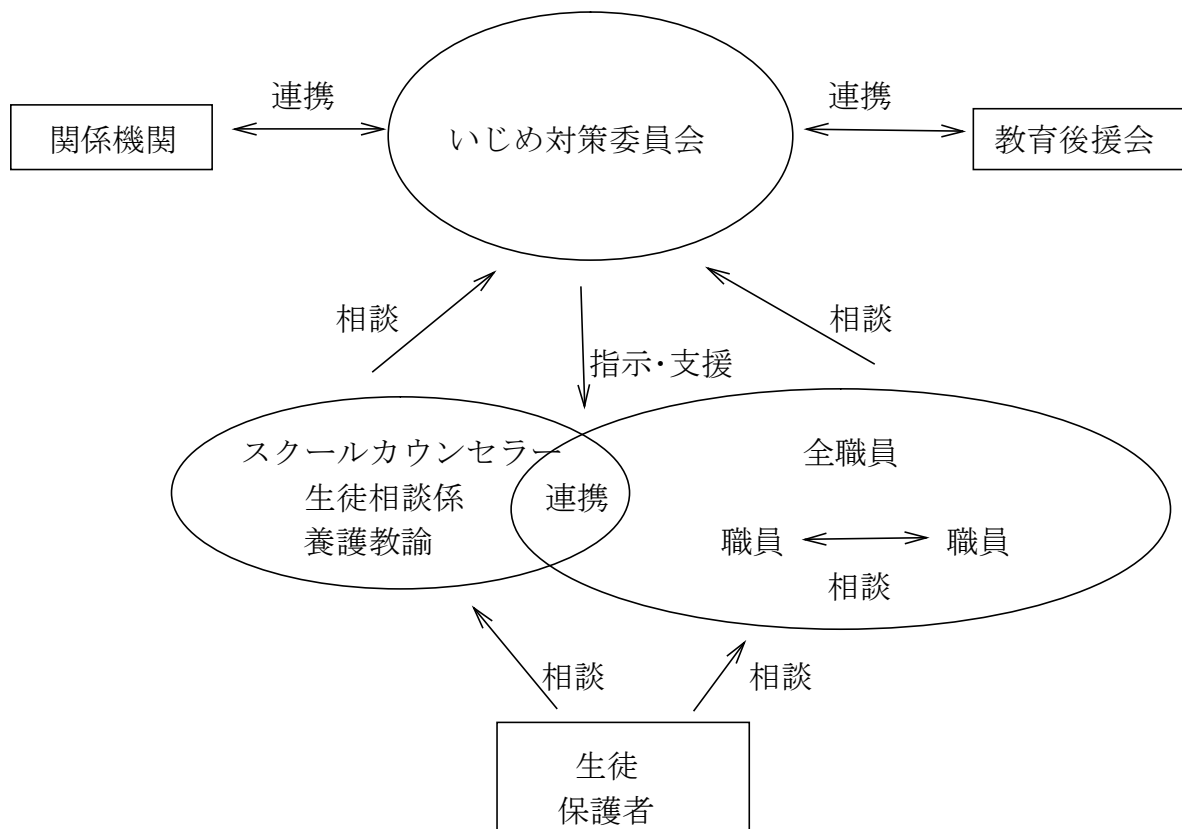
- (1) 生徒に対して定期的に人権意識に関するアンケートといじめがあるかどうかの調査アンケートを実施する。生活実態アンケートや交友関係等生徒からの情報収集に努める。

担任による個人面談を実施する。さらに、スクールカウンセラー・生徒相談係が待機して相談に対応する。

始業前・昼休み・放課後等の教室巡回や掃除の時間等を利用して日常の観察を行う。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者との面談週間を設け、生徒に関する情報収集・情報交換等を行う。
- (3) 生徒・保護者・教職員が気軽にいじめに関して相談できるように、スクールカウンセラー・生徒相談係・養護教諭等が担任・学年の枠を離れた立場で対処できるように体制を整えると。また全職員が常に訴えやすい雰囲気を保てるよう努める。

＜ いじめの相談体制 ＞



- (4) オリエンテーション・保護者会・ホームページ等を通して、相談体制を広く周知する。
また、「いじめ対策委員会」により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報、対外的な取り扱いについては個人情報保護の観点からも特に慎重を期すものとする。

第4章 その他

※附則

この方針は、令和 5年4月1日より施行する。